

## 中間前金払に関するQ & A

**Q 1 中間前金払とは何ですか？**

A 1 1件あたりの請負代金額が100万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、これにさらに10分の2以内で追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

**Q 2 中間前金払のメリットは何ですか？**

A 2 中間前金払は部分払と比較して、受注者および発注者双方の事務を簡素化することができます。

部分払では出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ検査等にかかる手間と時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

**Q 3 中間前金払の対象となる工事は？**

A 3 中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が1000万円以上の建設工事です。

**Q 4 中間前金払を請求できる条件は何ですか？**

A 4 当初契約における請負代金額が1000万円以上の建設工事について、当初の前金払の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること

**Q 5 工事の出来高が予定を下回っている場合でも、中間前金払を請求できますか？**

A 5 上記A4の要件をすべて満たしていれば、請求することができます。

**Q 6 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？**

A 6 中間前金払認定請求書に工事履行報告書を添付して工事担当者に提出してください。

なお、工事履歴報告書に記載された進捗率の数値の根拠が不明な場合は、根拠となる資料の提出を求められることがあります。

また、その他必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

**Q 7 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？**

A 7 発注者は、中間前金払認定の請求があったときは、提出された工事履行報告書等により、中間前金払ができる要件を満たしているか否かの調査を行い、要件を満たしている場合は、中間前金払認定調書を受注者に交付します。

この認定請求から認定調書の交付までの期間は、概ね一週間程度<sup>(注)</sup>とします。

なお、支払いについては中間前金支払請求書および保証事業会社の発行する保証証書を受領した日から15日以内に行います。

(注) 受注者から提出された書類に内容の不備・提出の遅滞があった場合、連休期間前、その他特別の事情がある場合は、期間内に通知できないことがあります。

**Q 8 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前金払はどうなりますか？**

A 8 中間前金払の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ、当初の前払金との合計が、10分の6を超えることはできません。

具体的な例は次を参考にしてください。

① 変更【増額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金＞変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

(例) 当初の請負代金額 1000万円、増額変更100万円、当初前払金400万円

$11,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} > 11,000,000 \text{円} \times 20\%$

$2,600,000 \text{円} > 2,200,000 \text{円}$

→ 中間前払金請求可能額 2,200,000円

## ② 変更【減額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金<変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金」が中間前金払の額となります。

(例) 当初の請負代金額 1000万円、減額変更100万円、当初前払金400万円  
 $9,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} < 9,000,000 \text{円} \times 20\%$   
 $1,400,000 \text{円} < 1,800,000 \text{円}$   
→ 中間前払金請求可能額 1,400,000円

Q9 当初契約時の請負代金額が1000万円未満であった工事が、契約変更により請負代金額が1000万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A9 当初契約時の請負代金額が1000万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が1000万円以上となっても中間前金払の対象としません。

逆に、当初契約時の請負代金額が1000万円以上であった工事については、その後減額変更により請負代金額が1000万円未満となった場合でも、中間前金払の対象とします。

Q10 契約変更により工期が延長となった場合、要件(1)「工期の2分の1」はどうなりますか？

A10 変更後の工期(延長後の工期)の2分の1とします。

Q11 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A11 中間前金払と部分払は選択制となりますので、部分払を選択した工事は中間前金払を請求できません。逆に中間前金払を選択した工事は部分払を請求できませんが、会計年度を越えて施工する必要のある工事(債務負担行為又は繰越明許費に係る工事)で、各年度末等における支払いのために部分払をする必要がある場合は、部分払いを請求することができます。

Q12 中間前金払を選択した後に部分払に変更できますか？

A12 中間前金払を選択して契約締結した場合、その後、部分払に変更することはできません。その逆も同様となりますので、ご注意ください。

Q13 中間前金払と部分払を選択せずに契約締結できますか？

A13 できません。必ずどちらかを選択してください。